

【記載例】

車名・型式・車体番号の各欄については自動車検査証等の内容を正確に記載してください。  
 車体番号欄について、申請段階で確定していなければ空欄でも可能です。

単位がセンチメートルとなっています。

別記様式第2号（第3条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	
車名	型式	車台番号	自動車の大	
〇〇〇〇	ABC-〇〇〇〇	ABCDE-123456	長さ	339 セン
			幅	147 セン
			高さ	165 セン
自動車の使用の本拠の位置		奈良市登大路町〇〇〇		
自動車の保管場所の位置		奈良市登大路町〇〇〇		
※ 保管場所標章番号		(変更前)		
上記の事項について届出をします。				
奈良 警察署長 殿		〒 ( 630 - 8213 )		
保管場所を管轄する警察署名となります。		申請者 住所 奈良市登大路町〇〇〇		
		( 0742 ) 12 局 345		
		氏名 奈良 太郎		

【使用の本拠の位置欄】  
 ○個人の場合  
 ・実際に居住している所在地を記載してください  
 ・基本的には申請者住所地と同一になります。  
 ○法人の場合  
 ・実際に営業している所在地を記載してください。  
 ※使用の本拠の位置が申請者住所地と異なる場合の申請については、使用の本拠の位置に関し、聴取させてもらう場合があります。

【保管場所位置欄】  
 ○本拠の位置と保管場所の位置の距離は2 km 以内が限度となります。  
 ※使用の本拠の位置と保管場所が同一の場合であっても、「同上」と記載することは避け、正確な住所を記載してください。

- 備考 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。  
 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。  
 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。  
 4 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたときは、保管場所標章番号を旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載して、所在図の添付を省略することができる。  
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

【申請者住所・氏名欄】  
 ・実際に居住している所在地を記載してください。  
 ・住民票を確認し、旧字体等、誤りのないよう記載してください。  
 ○法人の場合  
 ・登記簿の所在地、法人名、代表者名を記載してください。

申請車登録番号	1 証明書交付後の訂正は認められません 2 本記載例は一般的な例となっています。
旧自動車登録番号	
旧自動車車台番号	

連絡先	行政書士大西事務所 080-1527-0911
-----	----------------------------